

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院内における 自動販売機設置事業者募集要項

当院における患者サービスの向上及び職員の福利厚生を図るために、飲料自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり応募申込み願います。

1 事業概要

設置事業者は、当院が指定する場所を有償で借り受け、患者等のための自動販売機の設置・運営を行う。

2 病院の概要

- ①病床数 644床
- ②患者数 外来 約1,240名（土日祝は休診）
（1日平均）入院 約 430名
- ③職員数 約1,300人
- ④診療時間 受付 午前8時30分～午前11時
診療 午前9時～午後5時
- ⑤面会時間 午後2時～午後8時

※ただし、新型コロナウイルス感染症に係る院内感染予防と蔓延防止対策のため、現在は当面の間面会禁止としております。

- ⑥休診日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

3 契約締結までのスケジュール

- ① 参加申込の受付 令和4年3月11日（金）～3月25日（金）
- ② 現地説明会の実施 令和4年3月18日（金）
- ③ 参加資格の通知 令和4年4月 1日（金）
- ④ 販売手数料提案書の提出・審査 令和4年4月 8日（金）
- ⑤ 契約準備 令和4年4月中下旬
- ⑥ 自動販売機搬入日 令和4年4月30日（土）
- ⑦ 契約締結日・貸付開始日 令和4年5月 1日（日）

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は個人とする。

(1) 欠格要件のない者

次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ①法人税、所得税、消費税及び県税を滞納している者（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県税）
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ③成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ④過去3年間に食品衛生法等関係法令に違反したとして行政処分を受けた者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

(2) 事業実績のある者

公共、民間施設内に飲料自動販売機を設置した実績が直近5年間で3年以上あること。

(3) 許認可等の取得者

自動販売機での飲料販売に必要な関係法令の規定に基づく許認可等を、既に取得している者であること。

5 公募物件

本院が指定する1物件（1台分）とするが、物件の位置及び標準仕様については、「仕様書」を参照のこと。

6 貸付条件

(1) 占有面積

占有できる面積は標準仕様の範囲内とする。なお、一物件内に設置できる自動販売機は、一事業者につき1台に限る。

(2) 貸付期間

令和4年5月1日から令和7年3月31日まで（の2年と11か月）とする。

(3) 貸付賃料

貸付賃料は、毎月の売上金額に各設置事業者が提示した販売手数料率を乗じた額とする。

(4) その他必要経費

電気料（子メーターにより病院の算定した金額）、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等、一切の費用は設置事業者の負担とする。

(5) 貸付上の制限

販売品目は、お茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶など清涼飲料水、食料品も可とし、酒類、氷菓は含まない。また、カップ式の飲料を販売する場合は、自社持ち込みにより給水できる機器に限る。

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならない。

(6) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

①商品の価格は、市場の価格を踏まえ適正な価格とすること。

②ユニバーサルデザイン型とすること。またキャッシュレス決済に対応できる自動販売機が望ましい。

③品切れにならないように商品は定期的に補充するとともに、常に商品の賞味期限に注意すること。

- ④商品の補充は、「2 病院の概要」④に示した診療時間外に行うこととする。
- ⑤自動販売機は紙幣が使用できるものとするとともに、つり銭切れが発生しないようにすること。
また、今後予定されている新硬貨、新紙幣の発行の際には適切に対応すること。
- ⑥故障時の対応について、速やかに対応できる体制を整備しておくこと。
- ⑦自動販売機及びその周辺の環境整備に努めること。
- ⑧空き缶等が散乱することのないよう、販売品目に合った回収ボックスを設置し、責任を持って回収すること。
- ⑨販売品目によっては販売許可が必要となるので、無許可販売とならないようにすること。
- ⑩災害発生時に当院災害対策本部の指示に協力すること。また、必要に応じて自動販売機内の在庫の払い出しに協力すること。
- ⑪その他、必要が生じた場合は、病院との協議に応じること。

(7) 売上高等の報告

設置事業者は、毎月10日（土日曜・祝日の場合は直前の平日）までに、前月の自動販売機毎の売上高（売上数量、売上金額）を書面により報告すること。

また、病院が必要としたときには、機器のメンテナンス記録、商品補充記録、苦情対処記録（発生日時、苦情内容、対処内容等）を迅速に提出できるようにしておくこと。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、または貸付契約が解除された場合は、自らの負担により速やかに原状回復すること。

7 参加申込手続き

(1) 申込受付期間

受付期間 令和4年3月11日（金）～令和4年3月25日（金）
土日・祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 参加申込書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②添付資料

(3) 申込方法

書類は、持参、郵送により申し込むこと。
※郵送の場合、期限までに必着とする。

(4) 申込先・受付場所

〒400-8506 甲府市富士見1-1-1
山梨県立中央病院 企画経理課 企画経理担当
電話 055-253-7111（内線2035） FAX 055-253-8011
E-mail kouno-bddk@ych.pref.yamanashi.jp

8 参加申込書類の審査及び結果の通知

(1) 審査

参加申込書及び添付書類をもとに、募集要項の参加資格の要件を満たしているかを審査する。参加資格要件を満たさない場合は、販売手数料提案書の提出ができない。

(2) 審査結果の通知

参加申込書類を提出した事業者には、令和4年4月1日（金）付けで審査結果を郵送により通知する。

9 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和4年3月11日（金）～令和4年3月25日（金）

土日・祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 提出方法

質問書（様式第4号）により、受付期間内にFAXまたは電子メールにより提出すること。

（提出先）

FAX 055-253-8011 E-mail kouno-bddk@ych.pref.yamanashi.jp

(3) 回答方法

質問者に対する回答は、質問者にFAX又は電子メールにより回答するとともに、山梨県立病院機構ホームページに随時掲載する。

山梨県立病院機構ホームページ <https://www.ych.pref.yamanashi.jp/kiko/>

10 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は現地説明会参加申込書（様式第5号）を、令和4年3月16日（水）午後5時までに郵送またはFAXにより提出すること。

(1) 日時 令和4年3月18日（金） 午後14時00分～午後15時00分

(2) 場所 県立中央病院 2階 多目的ホール

11 販売手数料提案書の提出及び審査

(1) 日時 令和4年4月8日（金） 午前11時00分～

(2) 場所 県立中央病院 2階 会議室1

(3) 提出書類

①販売手数料提案書（様式第6号）

※郵送による販売手数料提案書の提出は認めない

②委任状（様式第7号）

※代理人により応募しようとする場合のみ

(4) 販売手数料提案書の提出方法

- ①応募資格者は、販売手数料提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、募集物件ごとに提出すること。
- ②応募は代理人に行わせることができるが、この場合には事前に委任状を提出すること。
- ③販売手数料提案書の提出及び手数料提案審査会場への入室は、原則として各応募資格者1名のみとする。

(5) 手数料提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、提出した販売手数料提案書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(6) 販売手数料提案の審査

- ①販売手数料提案の審査は、販売手数料提案書の提出締め切り後、応募資格者立ち会いのもとで行う。
- ②販売手数料提案の審査に立ち会わなかった場合は、棄権したものとみなす。

(7) 販売手数料提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ①応募資格がない者が提出したもの。
- ②委任状を持参しない代理人が提出したもの。
- ③記名、押印又は署名を欠くもの。
- ④手数料を訂正したもの、又は手数料の記載が不鮮明なもの。
- ⑤誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの。
- ⑥談合その他の不正行為により提出したと認められるもの。
- ⑦設置事業者として決定した者が同一物件内の審査に提出したもの。
- ⑧その他手数料提案審査に関する条件に違反したもの。

(8) 設置事業者の決定

物件ごとに販売手数料の審査を行い、最も高い手数料率を提案した者を設置事業者に決定する。
なお、最も高い手数料率の提案が複数あった場合には、くじ引きにより設置事業者を決定する。

12 選定対象からの除外、内定の取り消し

次の場合には、選定対象から除外するほか、設置事業者としての内定を取り消す。

- ①設置場所を選択できる権利を放棄したとき。
- ②提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ③契約締結までに資金事情の変化等により自動販売機の設置が確実でないと当院が判断したとき。
- ④著しく社会的信用を損なう行為等により、当院の事業者としてふさわしくないと判断したとき。
- ⑤応募資格を満たさない事実が判明したとき。

13 契約手続き

令和4年5月1日付け「自動販売機設置に関する賃貸契約書」に基づく契約を締結する。

14 その他

- ①提出された書類は返却しない。なお、これらの書類については、今回の自動販売機設置事業者選定の目的以外には使用しない。
- ②書類の作成・提出、貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- ③提出された書類は、山梨県情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合、開示することがある。

15 書類等の提出・問い合わせ先

〒400-8506

甲府市富士見1丁目1-1

山梨県立中央病院 企画経理課企画経理担当

電話 055-253-7111（内線2035）

FAX 055-253-8011

参加申込書

令和 年 月 日

山梨県立中央病院
院長 中込 博 殿

住 所	
氏 名	印
事業者名	
代表者名	
電話番号	
F A X	
E-mail	

山梨県立中央病院内の自動販売機設置事業者の選定に係る販売手数料の提案をしたいので、別添のとおり関係書類を添えて申し込みます。

また、本申込書の提出にあたり、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、自動販売機の管理・運営にあたり必要な許認可等については、別紙写しのとおり既に取得済みであることを表明します。

【添付資料】

- 誓約書(様式第2号)
- 事業実績調書(様式第3号)
- 自動販売機の設置・運営に必要な許認可等の写し
- 直近1年の法人税、所得税、消費税及び県税に係る納税証明書
- 直近1年の財務諸表(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表)
(法人の場合)
- 発行後1年以内の商業登記簿謄本(法人の場合)
- 直近1年の確定申告書控えの写し(個人事業主の場合)
- 発行後1年以内の身分証明書(個人事業主の場合)
- 発行後1年以内の登記されていないことの証明(個人事業主の場合)
- その他会社概要等の参考資料(必要に応じ)

誓約書

令和 年 月 日

山梨県立中央病院
院長 中込 博 殿

住所
氏名
事業者名
代表者名
印

貴病院における自動販売機設置事業者選定に係る販売手数料を提案するにあたって、下記の欠格要件(①～⑤)のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- ①法人税、所得税、消費税及び県税を滞納している者（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県税）
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ③成年被後見人及び被補佐人並びに破産者で復権を得ない者
- ④過去3年間に食品衛生法等関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

事業実績調書

項 目	内 容		
事業 者 名			
代 表 者 名			
設 立（事業開始）年月日	年 月 日		
主たる事業所の所在地			
会社の概要	資本金 (R3.4.1現在)	円	
	総従業員数 (R3.4.1現在)	人	
	令和2年度 営業成績	売上高	円
		純利益	円
自動販売機の設置実績 (代表的なもの)	設置個所 所在地 設置期間 設置台数		

質 問 書

令和 年 月 日

【宛先】

〒400-8506 甲府市富士見1-1-1
 山梨県立中央病院 企画経理課 企画経理担当
 電話 055-253-7111 (内線2035)
 FAX 055-253-8011
 e-mail kouno-bddk@ych.pref.yamanashi.jp

質 問 者 欄	住所	
	事業者名	
	作成者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

項 目	
質問要旨	
項 目	
質問要旨	

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

【宛先】

〒400-8506 甲府市富士見1-1-1
山梨県立中央病院 企画経理課 企画経理担当
電話 055-253-7111 (内線2035)
FAX 055-253-8011
e-mail kouno-bddk@ych.pref.yamanashi.jp

住所
代表者氏名
電話番号
FAX
e-mail

参加者名簿

部署名	役職名	担当者名

※会場の都合上、各事業者2名までとします。

販売手数料提案書

令和 年 月 日

山梨県立中央病院
院長 中込 博 殿

住 所	印
氏 名	
事業者名	
代表者名	
受任者 (代理人)	

「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院内における自動販売機設置事業者募集要項」の内容を承知し、次のとおり販売手数料を提案します。

物件番号	販売手数料					
				.		%

※販売手数料は、小数点第2位まで記入すること。

※必ず希望する物件ごとに提出すること。

委 任 状

受任者
(代理人)

使用印鑑



私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委託します。

令和 年 月 日の山梨県立中央病院内における自動販売機設置事業者選定に関する一切の行為

令和 年 月 日

山梨県立中央病院 院長 中込 博 殿

委任者 住 所
代表者名

印

